

合汨咄祿胡祿毗伽可汗即ち懷信可汗の略稱とは思はれず、然も亦前文に單に合毗伽可汗なる名稱も見えざれば、思ふに XI より續きて碑題に見ゆる可汗の徽號が此處に記されたるものにして、XII 1 は「施」なる可く、而して「愛登里羅汨沒蜜」は XI の末に存したるものなるべし、斯く見れば從來諸學者が碑題に見ゆる可汗の名が一度も本文に見えれるを怪しみし疑も解くを得べく、又此の □ 合毗伽可汗なる名稱を最も合理的に解釋し得べきものなるを信ず、而して體例によれば懷信可汗の治世につきても、XI 76 以下に、少くとも四字句の一、或は二は存したりしものなるべく、其の下に合俱錄毗伽可汗の位を嗣げることも記されたりとすれば、75 の下に各行尙少からざる文字の缺けたるものなることを認めざる可らず、Radloff 氏は前記の如く碑の縱横の長さの比例より七十一字を以て全長と認むべしと説きたれど、此の如きは固より取るに足らざる考なり。

行數も亦 XXIII に止らず、XXIV の存すること茲に示せるが如し。  
〔九〕

### 第三章 碑石建設の年代

此の碑の建設年代に就きては從來諸說甚だ多けれど、今其の最も主なるものを擧ぐれば

- 一、 Radloff 氏は懷信可汗の時代にして、特に其の後半八〇〇—八〇五年の間ならんと曰ひ、
- 二、 Schlegel 氏は曷薩特勤昭禮可汗 (925—832) の時なりと曰ひ、
- 三、 Chavannes 氏は保義可汗 (808—821) の時なりとす。

一、の説は碑文に記載せる各可汗の名を唐書に記載せるものと比較して III—V は國祖裴羅に就き、 X 1—17 は其